平成十三年政令第二百四十五号 電波法施行令

基づき、この政令を制定する。 百二条の二第二項及び第三項、第百二条の十四の 十条第一項第二号から第四号まで及び第二項、第 号)第三十八条の三の二第一項(同法第百二条の 八第八項において準用する場合を含む。)、第四 内閣は、電波法 第百四条第一項並びに第百四条の五の規定に (昭和二十五年法律第百三十一 合

(検査等事業者に係る登録の有効期間)

条の二の二第一項の政令で定める期間は、 (以下「法」という。) 第二十四 五年

(登録証明機関に係る登録の有効期間)

第一条の二 法第三十八条の四第一項の政令で定 める期間は、五年とする。

第二条 法第四十条第一項第二号ホの政令で定め る海上特殊無線技士は、次のとおりとする。 (政令で定める海上特殊無線技士等)

第二級海上特殊無線技士 第一級海上特殊無線技士

第三級海上特殊無線技士

レーダー級海上特殊無線技士

上特殊無線技士は、次のとおりとする。 空特殊無線技士は、航空特殊無線技士とする。 法第四十条第一項第四号ハの政令で定める陸 法第四十条第一項第三号ロの政令で定める航

第一級陸上特殊無線技士

第三級陸上特殊無線技士 第二級陸上特殊無線技士

国内電信級陸上特殊無線技士

(操作及び監督の範囲)

第三条 次の表の上欄に掲げる資格の無線従事者 操作(アマチュア無線局の無線設備の操作を除は、それぞれ、同表の下欄に掲げる無線設備の 備の操作以外の操作の監督を行うことができ 法第三十九条第二項の総務省令で定める無線設 ける無線電信の通信操作(以下この条において く。以下この項において同じ。)を行い、並び に当該操作のうちモールス符号を送り、又は受 「モールス符号による通信操作」という。) 及び 合 級

級第

技術操作

船舶及び航空機に施設する無線設備

多重無線設備の技術操作を除く。

げるもの(国際通信のための通信操作及び

前号に掲げる操作以外の操作で次に掲

ワット以下のもの

無線設備の通信操作

資格 操作の

範囲

通三 |陸上無線技術士の操作の範囲に属するもの 前号に掲げる操作以外の操作で第二級

通空機局及び航空機地球局の無線設備の国際 無口 |通信のための通信操作 船舶地球局、航空局、航空地球局、 無線設備の国内通信のための通信操作 航

の通信のための通信操作を除く。) 国際通信のための通信操作(電気通信業務 び航空機のための無線航行局の無線設備の 移動局(口に規定するものを除く。)及

通信のための通信操作 の無線設備を除く。)の国際電気通信業務の 漁船に施設する無線設備(船舶地球局

業務の通信のための通信操作 地球局の無線設備を除く。)の国際電気通信 線によって囲まれた区域内における船舶 (漁船を除く。) に施設する無線設備(船舶 東は東経百七十五度、西は東経九十四 南は南緯十一度、北は北緯六十三度の

次に掲げる無線設備の技術操作 船舶に施設する空中線電力五百ワット

航空機に施設する無線設備

レーダーでイ及びロに掲げるもの以外

電波の質に影響を及ぼさないもの で空中線電力二百五十ワット以下のもの イ放送局の無線設備の外部の転換装置 :線設備(基幹放送局の無線設備を除く。 受信障害対策中継放送局及びコミュニ イからハまでに掲げる無線設備以外の

合無線通信士の指揮の下に行うもの るモールス符号による通信操作で第一級総 一級総合無線通信士の操作の範囲に属す 第一号に掲げる操作以外の操作のうち

信業務の通信のための通信操作及び多重無信士 二百五十ワット以下の無線設備(無線電話の表において同じ。)に施設する空中線電力 総る漁船以外の漁船で国際航海に従事する総 トン数三百トン以上のものを除く。以下こ 漁船(専ら水産動植物の採捕に従事す

> |除く。) の操作(モールス符号による通信操 信業務を行うことを目的とするものに限る 作を除く。) 。)及び航空局の無線設備並びにレーダーを ト以下の無線設備(船舶地球局(電気通 船舶に施設する空中線電力二百五十ワ

> > 第

船舶に施設する無線設備

(航空局の無

の局

-ダーでイ及びロに掲げるもの以外の海岸局及び船舶のための無線航行局

除く。)の操作で次に掲げるもの 一十五ワット以下の無線設備(レーダーを 陸上に開設する無線局の空中線電力百

通信操作を除く。) 海岸局以外の海岸局のモールス符号による 海岸局の無線設備の操作(漁業用

幹放送局以外の無線局の無線設備の操作 地球局、 で電波の質に影響を及ぼさないものの技術ハ 次に掲げる無線設備の外部の転換装置 $\widehat{2}$ **向、航空機のための無線航行局及び基海岸局、海岸地球局、航空局、航空**

 $\widehat{1}$ イ放送局の無線設備 受信障害対策中継放送局及びコミ

 $\widehat{2}$

|陸上特殊無線技士の操作の範囲に属するも 前号に掲げる操作以外の操作で第三級

操作のうち、第二級総合無線通信士の操作 |揮の下に行うもの(国際通信のための通信 無線通信士又は第二級総合無線通信士の指 |無線設備の通信操作を除く。) で第一級総合 機地球局及び航空機のための無線航行局の の範囲に属するモールス符号による通信操 操作を除く。) (航空局、航空地球局、航空機局、航空 第一号及び第二号に掲げる操作以外の

線 上 級 第 通通信操作(モールス符号による通信操作を 無及び船舶のための無線航行局の無線設備 海線設備を除く。)並びに海岸局、 船舶に施設する無線設備 (航空局の無 海岸地球局

線設備を除く。 船舶に施設する無線設備(航空局の無 海岸局及び海岸地球局の無線設備並び 次に掲げる無線設備の技術操作

信士 線 上 通

級 無及び船舶のための無線航行局の無線設備海線設備を除く。)並びに海岸局、海岸地球 除く。)

の技術操作並びにこれらの無線設備の部二 次に掲げる無線設備の外部の調整部 の取替えのうち簡易なものとして総務大臣 通信操作(モールス符号による通信操作を

|を構成するユニットの取替えに伴う技術操 が告示で定めるもの及びこれらの無線設備

線設備を除く。 船舶に施設する無線設備 (航空局の無

十ワット以下のもの に掲げるものを除く。)で空中線電力二百 に船舶のための無線航行局の無線設備(イ 海岸局及び海岸地球局の無線設備並

- 一ダーでイ及びロに掲げるもの以外の海岸局及び船舶のための無線航行局 船舶に施設する無線設備 (航空局の 無

信士 級第 上 通通信操作(モールス符号による通信操作を 無及び船舶のための無線航行局の無線設備 海線設備を除く。)並びに海岸局、 除 く。) で電波の質に影響を及ぼさないものの技術二 次に掲げる無線設備の外部の転換装置 海岸地球 0 局

線設備を除く。 船舶に施設する無線設備 (航空局の

操作

五ワット以下のもの に掲げるものを除く。)で空中線電力百二十 に船舶のための無線航行局の無線設備(イ 海岸局及び海岸地球局の無線設備並

ーダーでイ及びロに掲げるもの以外の 海岸局及び船舶のための無線航行局 もの

に船舶のための無線航行局の無線設備(イ 「掲げるものを除く。)で空中線電力ニキロ 級第 無操作並びに多重無線設備の技術操作を除く海による通信操作及び国際通信のための通信 四次に掲げる無線設備の操作(モールス符号 ット以下の無線設備(船舶地球局(電気通 船舶に施設する空中線電力二百五十ワ

|信業務を行うことを目的とするものに限る|

2				
級海(電気通信業務を行うことを目的とするもの第二一 船舶に施設する無線設備(船舶地球局もの	電波の質に影響を及ぼさないものの技術作並びにその無線設備の外部の転換装置的とするものに限る。)の無線設備の通信的とするものに限る。)の無線設備の通信が終トン数三百トン未満のものに施設すび総トン数三百トン未満のものに施設すび総トン数三百トン未満のものに施設する。	の、漁船並びに旅客船及び漁船以外の船航海に従事しない総トン数百トン未満のるもの及び沿海区域を航行区域とする国旅客船であって平水区域を航行区域と旅客船であって平水区域を航行区域とが客船であって平水区域を航行区域とが、漁船並びに旅客船であって平水区域を航行区域と	の無線記憶をとして (の無線記憶をとして (では、)の外部の転換装置で電波の質に (では、)の外部の転換装置で電波の質に (では、)の外部の転換装置で電波の質に として総務大臣が告示で定めるもの として、として、として、として、として、として、として、として、として、として、	。)及び航空局の無線設備並びにレーダーで記引の無線投情が除た。) 二 海岸局及び船舶のための無線航行にレーダーを除く。) 三 海岸局、船舶局及び船舶のための 三 海岸局、船舶局及び船舶のための 三 海岸局、船舶局及び船舶のための 三 海岸局でいるのが、 での質に影響を及ぼさないもの がに掲げる無線設備、船舶地球局の質に影響を及ぼさないもの
五十ワット以下のものの無線航行局の無線設備で空中線電力二百の無線航行局の無線設備で空中線電力二百の無線設備を機に施設する無線設備の技術操作	二に行局、にこことのが、こことののにいる。	大芸芸 (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学)	ローハッカを図 コーロールツット以下の無線技士の操作を 一へルツ以上の周波数のローベルツ以上の周波を使用するものを除く。)で二万五千十の一方を除く。)で二万五千十の一方を除く。)で二万五千十の一方を除く。)で二方五千十の一方を除く。)で二方五千十の一方を除く。)で二方五千十の一方を除く。)で二方五千十の一方を除く。)で二方五千十の一方を除く。)で電波の質に影響を及び電波の質に影響を及び高速を使用するものを除く。)で電波の質に影響を及び高速をしている。	で 整本 で で で で で 中 操 で で 来 で で 来 で で 来 で で 中 操 で で 中 操 で で 中 操 で で 中 操 虚 信 備 岸 か か か に 海 岸 ル
株無イ 受信障害対策中継放送局及びコミュニ	上特殊無線技士の操作の範囲に属する所号に掲げる操作以外の操作で第二間数の電波を使用するものの技術操制を動物で変数のできる無線設備でテレビジョンとしてできる無線設備でテレビジョンとしている重無線設備(多重通信を行うことのを重無線設備(多重通信を行うことである無線設備(多重通信を行うことできる無線設備(多重通信を行うことできる。	一 幸上の無泉司の笠中泉電力五百フットの無線航行局の無線設備で九百六十メガの無線航行局の無線設備で九百六十メガの無線航行局の無線設備で九百六十メガの無線航行局の無線設備以上の周波数の電波を使用するもの以外上の周波数の電波を使用するもの以外	(本) このでは、	を 装置で (多属性) を は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
第九十三条第一項第七号に規定するコミュニ(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号) 対策中継放送をいう。)をする無線局をいう。対策中継放送をいう。)をする無線局をいう。	同をいう (第七号及以送局 法第六条第9るために開設するに対定開設するので開設するので開設するので開設するので開設するのである。 法第六条第一条 はいい はい	二 移動局 移動する無線局をいう。 て て て は、当該各号に定めるところによる。 は、当該各号に定めるところによる。 は、当該各号に定めるところによる。 は、当該各号に定めるところによる。 は、当該各号に定めるところによる。	無	及佐 に 持来無象を こりぬきり 色 に 持来無象を こりぬきり で の無線局の レーダーで ロに掲げ の 無線局の レーダーで ロに掲げ の 無線局の 人工 衛星局の 中継 に のもの の 無線局の 空中線電力 五十 の の 無線局の 空中線電力 五十 の の 無線局の 空中線電力 エ 中 へ ル ツ から 四 千 は で は で が ま に り ま に り ま に り ま に り ま に り ま に り ま に り ま に り ま に り ま に り ま に り ま に り か こ り か こ り ま に り か こ り ま に り か こ り か こ り か こ り に り か こ り に り か こ り か こ り か こ り か こ り か こ り に り か こ り か

の電波を使用するものの電波を使用するものの操作(モールツまで又は八メガヘルツかで二十一メガヘルツかいカーリットを受ける。	無線技士以上又は八メガヘルツ以下の周波数の第三級アアマチュア無線局の空中線電力五十ワ第三級アアマチュア無線局の空中線電力五十ワ無線技士	アマチュア無線局の無線設備の操作の範囲 とができる。とができる。とができる。とができる。とができる。	十 十 て ス し 一 し は よ よ の は よ よ よ<	ティ放送をいう。ただし、同法第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送であるものを除く。)をする無線局をいう。 七 テレビジョン基幹放送局 静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声をの他の影像(音声その他の音響を伴うものを含む。)又は信号を併せ送るものを含む。)又は信号を併せ送るものを含む。)をいう。 を との無線局 海岸局、無岸地球局、船舶地球局、航空局、無線航行局及び基幹放送局、船舶地球局、航空局、無線航行局及び基幹放送局以外の無線局をいう。 た いう。 という。 をいう。 をいう。 をいう。 をいう。 な は
定	には、次の表のとおりとする。 に選用人による無線局の運用に関する に関する	技術士 空無 通信 上 通信 上	通信士 の範囲に属する操作 通信士 の範囲に属する操作 通信士 の範囲に属する操作 通信士 の範囲に属する操作	二 空中線電力二十ワット以下の無線 電波を使用するもの 4 振幅変調型式の電波を使用するものは、第一項及び前項の規定の適用に関しては、当該無線電信で変別性につき、その空中線電力が、当該無線電信で変別性につき、その空中線電力が、当該無線電信の当該操作に係る空中線電力に相当するワット数に四十分の十五を乗じて得たワット数のものとみなす。 5 次の表の上欄に掲げる資格の無線従事者は、第一項に規定するもののほか、それぞれ同表のとみなす。 下欄に掲げる操作を行うことができる。 下欄に掲げる操作を行うことができる。
2 登録局を運用する登録人以 2 登録局を運用する登録人以 第七十条の九第四項の規定に は、次の表のとおりとする。	該 常ごか		に関す 一様を 一様を に関す に関す	大条のに開設するこ 二の二 又は当該登録 二の二 又は当該登録 一ている登録局 一でいる登録局 一でいる登録局 一でいる登録局 一でいる登録局 一でいる登録局 一でいる登録局 一でいる登録局 一でいる登録局 一でいる登録局 一でいる登録局
日本	が、当該自当該登録局	-この条においての氏名又は名無線局当該登録局当該登録局	連用人 当該 連用人 当該 できる登録局の運用 のまな かま できる できる できる できる かま かま かま かま しょう しょう かま しょう	第二項 「非常時運用人」とい称、当該自己七十条の(以下この条においての氏名又は名を許人以外の者による特定の無線局の簡易な優による運用に関する読替え)操作による運用に関する読替え)操作による運用に関する読者であれる実施を主人の表のとおりとする。まる技術的読替えば、次の表のとおりとする。よる技術的読替えば、次の表のとおりとする。よる技術的読替えば、次の表のとおりとする。よる技術的読替えば、次の表のとおりとする。よる技術的読替えば、次の表のとおりとする。よる技術的読替えば、次の表のとおりとする。よる技術的読替えば、次の表のとおりといるという。

内閣官房が開設する無線局であって、内閣

(昭和三十二年政令第二百十九

のは、それぞれ、その管轄区域に係る伝搬障害道府県及び市町村の事務所に備え付けるべきも 防止区域に関するものとする。 あっては、その支庁を含む。以下この項におい又は一部をその管轄区域に含む都道府県(道に 搬障害防止区域に関するもの、総合通信局、都の事務所に備え付けるべきものは、すべての伝に備え付けるものとし、総務省総合通信基盤局 に限る。以下この項において同じ。) の事務所て同じ。) 及び市町村 (建築主事を置く市町村

縮尺のものが刊行されていない地域について前項の図面は、縮尺一万分の一の地図(その するために薄緑色の着色を施すものとする。 とし、その図面には、伝搬障害防止区域を表示 最大縮尺のもの)で精度の高いものによるもの は、現に刊行されているその縮尺未満のもので (情報通信の技術を利用する方法)

の用いる同条に規定する方法(以下この条にお を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得な いて「電磁的方法」という。)の種類及び内容 ろにより、あらかじめ、当該購入者に対し、そ 供しようとするときは、総務省令で定めるとこ 十四の二の規定により同条に規定する事項を提:十条 指定無線設備小売業者は、法第百二条の ればならない。

は、この限りでない。 入者が再び同項の規定による承諾をした場合 方法によってしてはならない。ただし、当該購 二条の十四の二に規定する事項の提供を電磁的 出があったときは、当該購入者に対し、法第百 により電磁的方法による提供を受けない旨の申 売業者は、当該購入者から書面又は電磁的方法前項の規定による承諾を得た指定無線設備小

(指定較正機関に係る指定の有効期間)

第十二条 法第百三条の二第十四項本文の政令で 第十一条 法第百二条の十八第七項の政令で定め る期間は、五年とする。 (電波利用料の納付を要しない無線局)

定める無線局は、次に掲げるものとする。 を目的として開設するものを除く。)であっ する無線局(専ら当該事務の用に供すること する事務の用に供することを目的として開設 百六十五号)第二十三条に規定する警報に関 て、人工衛星の無線局であるもの及び当該人 気象庁が気象業務法(昭和二十七年法律第 衛星の無線局を通信の相手方とするもの

> 集衛星の無線局を通信の相手方とするもの並 ために必要な通信を行うもの びにこれらの無線局の適切な運用を確保する 収集衛星の無線局であるもの及び当該情報収 号)第四条の三第二項第一号に規定する情報

三 内閣府が開設する無線局であって、内閣府 供することを目的として開設するものを除 条の二第十四項第十二号に定める事務の用に 号)に規定する測位の用に供するための信号 を定める政令(平成二十四年政令第百八十五 局を通信の相手方とするもの(専ら法第百三 の無線局であるもの及び当該人工衛星の無線 を送信することを主たる目的とする人工衛星 設置法第四条第三項第七号の七の人工衛星等

第十三条 法第百四条第一項の政令で定める独立 (手数料の納付を要しない独立行政法人) <u>ر</u> د

行政法人は、次に掲げるものとする。 国立研究開発法人防災科学技術研究所 独立行政法人国立文化財機構 独立行政法人国立青少年教育振興機構

六五四 国立研究開発法人産業技術総合研究所 独立行政法人家畜改良センター

七 国立研究開発法人建築研究所 国立研究開発法人土木研究所 独立行政法人製品評価技術基盤機構

九 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研

独立行政法人海技教育機構

独立行政法人自動車技術総合機独立行政法人航空大学校 国立研究開発法人国立国際医療研究セン 独立行政法人教職員支援機構 独立行政法人国立高等専門学校機構 構

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、電波法の一部を改正する法 律(平成十三年法律第四十八号)の施行の日 (電波法による伝搬障害防止区域の指定に関す (平成十三年七月二十五日) から施行する。 る政令等の廃止)

第二条 する政令(昭和三十九年政令第二百八十六 電波法による伝搬障害防止区域の指定に関 次に掲げる政令は、廃止する。

(平成元年政令第三百二十五号) 無線従事者の操作の範囲等を定める政令

情報通信の技術を利用する方法に関する政令 める政令 (平成十二年政令第三百三十一号) (平成十三年政令第六号) 電波法第百四条第一項の独立行政法人を定 電波法第百二条の十四の二の規定に基づく

第三条 この政令の施行の際現に前条の規定によ 政令の規定による当該資格の免許を受けたもの 無線技士、第三級陸上特殊無線技士又は国内電士、第一級陸上特殊無線技士、第二級陸上特殊 政令(次項において「旧操作範囲令」という。) る廃止前の無線従事者の操作の範囲等を定める とみなす。 る者は、この政令の施行の日に、それぞれこの 信級陸上特殊無線技士の資格の免許を受けてい 海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、 レーダー級海上特殊無線技士、航空特殊無線技 (経過措置) 規定による第一級海上特殊無線技士、第二級

2 三条第一項及び第四項並びに前項」とあるの 操作範囲令附則第五項の規定は、なおその効力ができる無線設備の操作の範囲については、旧 を有する。この場合において、同項中「新令第 は、「電波法施行令(平成十三年政令第二百四 十五号)第三条第一項及び第五項」とする。 無線従事者の行い、又はその監督を行うこと

四二二号) (平成一三年一二月二一日政令第

(経過措置) この政令は、公布の日から施行する。 (施行期日)

適用については、なお従前の例による。 この政令の施行前にした行為に対する罰則

2

七号) 附 (平成一四年一月二五日政令第一

(平成一五年八月八日政令第三六

日から施行する。

(経過措置)

定する既開設局をいう。)のうち、この政令

2 に定める独立行政法人が平成十五年十月一日前 四条第一項の政令で定める独立行政法人とみな に免許の申請をした無線局に限り、電波法第百

改正前の電波法施行令第七条第七号に掲げる 独立行政法人 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

る独立行政法人 附 則 (平成一五年一二月三日政令第四

(施行期日)

行する。

五〇一号) 則 (平成一五年一二月一〇日政令第

する。 施行の日(平成十六年一月二十六日)から施行

抄

(施行期日)

(施行期日)

(施行期日) 三号)

律(平成十五年法律第六十八号)附則第一条第第一条 この政令は、電波法の一部を改正する法 規定及び次条第二項の規定は、平成十五年十月 月一日)から施行する。ただし、第七条の改正 一号に規定する規定の施行の日(平成十五年九

第二条 この政令の施行の際現に免許を受けてい る既開設局(電波法第七十一条の二第三号に規

> 規定は、適用しない。 日までの期間が六月に満たないものについて 日をいう。) から当該免許の有効期間の満了の 当日(同法第百三条の二第一項に規定する応当 施行後最初に到来する当該既開設局の免許の は、改正後の電波法施行令第六条の二第二項

次の各号に掲げる独立行政法人は、当該各号

正前の電波法施行令第七条第二十一号に掲げ 国立研究開発法人水産研究・教育機構 改

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施 八三号) 抄

この政令は、電波法の一部を改正する法律の

四附号訓 則 (平成一六年一月三〇日政令第一

第一条 この政令は、 平成十六年四月一日

(電波法施行令の一部改正に伴う経過措置 行する。 から施

第三条 研究機構は、改正前の電波法施行令第七 月一日前に免許の申請をした無線局に限り、電条第一号に掲げる独立行政法人が平成十六年四 条第一項の政令で定める独立行政法人とみな 波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第百四

八号) 附 則 (平成一六年七月九日政令第二二

部を改正する法律の施行の日(平成十六年七月 十二日)から施行する。 この政令は、電波法及び有線電気通信法の一

五九号) 附 (平成一七年四月一五日政令第一

定の施行の日(平成十七年五月十六日)から施 部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規 この政令は、電波法及び有線電気通信法の一

九〇号) (平成一七年五月二七日政令第 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、 平成十七年九月一日から施行する。 だし、附則第五条から第十三条までの規定は 公布の日から施行する。 た

三四四号) 附 則 (平成一七年一一月一六日政令第

から施行する。 する法律の施行の日 (平成十七年十二月一日) この政令は、電波法及び放送法の一部を改正

五附九号) (平成一八年三月三一日政令第一

この政令は、 平成十八年四月一日から施行す

六一号) (平成一八年三月三一日政令第

(施行期日)

1 この政令は、 平成十八年四月一日から施行す

(平成一八年三月三一日政令第一

四月一日)から施行する。 この政令は、整備法の施行の日 (平成十八年

六五号) (平成一八年三月三一日政令第

(施行期日)

第一条 この政令は、 八年四月一日)から施行する。 整備法の施行の日 (平成-

(電波法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 次の各号に掲げる独立行政法人は、当該 日前に免許の申請をした無線局に限り、電波法各号に定める独立行政法人が平成十八年四月一 (昭和二十五年法律第百三十一号)第百四条第 項の政令で定める独立行政法人とみなす。 七条の規定による改正前の電波法施行令第十 条第十一号に掲げる独立行政法人 独立行政法人水産総合研究センター 第十

る独立行政法人 施行令第十一条第十四号及び第十五号に掲げ 機構 第十七条の規定による改正前の電波法 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究

(平成一八年三月三一日政令第一

(施行期日) この政令は、 平成十八年四月一日から施行す

1

る。

一〇号) 附 則 (平成一九年三月三〇日政令第一

この政令は、 平成十九年四月一日から施行す

る。

○附号』 則 (平成二〇年三月一九日政令第五

十年四月一日)から施行する。 第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成) (平成十九年法律第百三十六号) 及び同法附則 この政令は、放送法等の一部を改正する法律

(平成二〇年三月三一日政令第

第四条 次の各号に掲げる独立行政法人は、当該 日前に免許の申請をした無線局に限り、電波法 各号に定める独立行政法人が平成二十年四月一 (昭和二十五年法律第百三十一号) 第百四条第 一項の政令で定める独立行政法人とみなす。 電波法施行令第十三条第九号に掲げる独立行センター 第二十条の規定による改正前の

二 研究所 法人

八 附七号) (平成二〇年九月一八日政令第1

(施行期日)

第一条 この政令は、電波法の一部を改正する法 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平する。ただし、第二条及び次条の規定は、同法 成二十一年四月一日)から施行する。 律の施行の日(平成二十年十月一日)から施行

附 則 (平成二二年三月二五日政令第四

(施行期日)

施行する。 第一条 この政令は、 平成二十二年四月一日 から

号 附 則 (平成二三年一月一四日政令第三

成二十三年三月一日)から施行する。附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 E則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平この政令は、放送法等の一部を改正する法律

抄

(施行期日)

送法等改正法」という。)の施行の日(平成二 法律(平成二十二年法律第六十五号。以下「放 十三年六月三十日。以下「施行日」という。)

二 附 七 号 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施 行する。

(電波法施行令の一部改正に伴う経過措置)

政法人

波法施行令第十三条第十号に掲げる独立行政一 研究所 第二十条の規定による改正前の電

号) 抄

(平成二三年六月二四日政令第一

第一条 この政令は、放送法等の一部を改正する

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この政令の施行前にした行為に対する 罰則の適用については、なお従前の例による。 附 則 (平成二三年一〇月三一日政令第

この政令は、法の施行の日(平成二十三年十 三三四号) 抄

月一日)から施行する。

七号) 附 則 (平成二六年九月三日政令第二九

施行の日(平成二十六年十月一日)から施行すこの政令は、電波法の一部を改正する法律の

四〇一号) (平成二六年一二月一九日政令第 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、サイバーセキュリティ基本 (平成二十七年一月九日) から施行する。

四 附 号 〕 則 抄 (平成二七年三月一八日政令第七

する。 この政令は、平成二十七年四月一日から施行

二五号) 附 則 (平成二七年九月一六日政令第三

行する。 この政令は、平成二十七年十二月一日から施

(施行期日) 三号) 則 (平成二八年一月二二日政令第

この政令は、平成二十八年四月一日から施

2 無線局に限り、電波法 行政法人とみなす。 三十一号)第百四条第一項の政令で定める独立 が平成二十八年四月一日前に免許の申請をした 法施行令第十五条第三号に掲げる独立行政法人 (電波法施行令の一部改正に伴う経過措置) 機構は、第十一条の規定による改正前の電波 (昭和二十五年法律第百

号 (平成二八年一月二六日政令第1

(施行期日)

この政令は、平成二十八年四月一日から施行

号 附 則 抄 (平成二八年三月九日政令第五

(施行期日)

1 する。 この政令は、 平成二十八年四月一日から施

八号) 附 則 抄 (平成二八年三月二五日政令第七

(施行期日)

第一条 この政令は、 施行する。 平成二十八年四月一日

(電波法施行令の一部改正に伴う経過措置

第八条 機構は、第十六条の規定による改正前 みなす。 第百四条第一項の政令で定める独立行政法人と り、電波法 (昭和二十五年法律第百三十一号) 法人が施行日前に免許の申請をした無線局に限 電波法施行令第十五条第四号に掲げる独立行政

附 則 抄 (平成二八年三月三〇日政令第八

六号)

(施行期日)

第一条 この政令は、 施行する。 平成二十八年四月一日

(電波法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 研究・教育機構は、第十七条の規定によ の申請をした無線局に限り、電波法(昭和二十る独立行政法人がこの政令の施行の日前に免許る改正前の電波法施行令第十五条第五号に掲げ 五年法律第百三十一号)第百四条第一項の政令の申請をした無線局に限り、電波法(昭和二十 で定める独立行政法人とみなす。

号) 附則 抄 (平成二九年二月一七日政令第二

(施行期日)

この政令は、

平成二十九年四月一日から施行

する。 (施行期日) この政令は、 号) 附則 号 附 抄 (平成三〇年五月七日政令第一六 (平成三〇年二月二日政令第二八 公布の日から施行する。

第一条 この政令は、法の施行の日 五月十一日)から施行する。 (平成三十年

附 一九号) (平成三〇年七月二五日政令第二

する。

での政令は、電波法及び電気通信事業法の一にの政令は、電波法及び電気通信事業法の一にの政令は、電波法及び電気通信事業法の一にの政令は、電波法及び電気通信事業法の一

九号) 以一年一月三〇日政令第一

(施行期日)

|怪過措置| |この政令は、公布の日から施行する。 | 100円

適用こついては、はお送前の列こよる。 2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の (経過措置)

付 則 (令和五年三月一七日改令第五八〇。) 内 則 (令和五年三月三日政令第四五号) 附 則 (令和五年三月三日政令第四五号)

元年十一月二十日)から施行する。

条第二号に掲げる規定の施行の日(令和五年四する法律(令和四年法律第六十三号)附則第一この政令は、電波法及び放送法の一部を改正この政令は、電波法及び放送法の一部を改正の政策を対している。

月二十日)から施行する。